

輪島市監査公表第7号

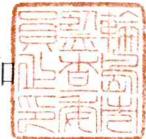
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年11月7日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年10月24日（水） 環境対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○石川北部R D Fセンターの平成34年度末の事業終了に伴う新焼却施設のスムーズな稼働に向け、事業主体である輪島市穴水町環境衛生施設組合と十分な協議をされるとともに建設予定地周辺地域との良好な関係継続に適切な対応を丁寧に行うように願いたい。一方、輪島クリーンセンター焼却施設の維持管理では、耐用年数を超えた焼却炉の修繕に毎年多額の予算を要している。こうした現状を把握され、最小の経費で最大の効果が上がるようごみの減量化、施設管理に引き続き努力していただきたい。

○「やすらぎの杜」は輪島市穴水町環境衛生施設組合が運営しており、予約方法は遺族が葬祭事業者に依頼し、葬祭事業者が専用システムで火葬場と靈柩車等を予約する運用を行っている。靈柩車使用料の滞納については、遺族が遠方から来て葬儀に短い日数しか滞在しないことで発生することが原因のひとつであると思われるので、葬祭事業者や施設組合等に火葬場使用料及び靈柩車使用料を一括して納める方式を採用することも検討すべきではないか。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①靈柩車使用料滞納について

靈柩車使用料滞納額については他市町村の事例も参考にし、削減に努めていただきたい。